

第2期第1回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成21年5月7日(木) 午後2時00分～午後3時45分
2 場所	羽村市役所 西庁舎5階 委員会室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし
5 議題	1. 会長及び会長代理の選出について 2. 議席の決定について
6 傍聴者	7人
7 配布資料	・第2期審議会委員名簿 ・換地設計の今後の進め方

区画整理管理課長(石川直人君) こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2期の第1回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

本日の審議会は、学識経験委員の選任並びに改正後初めての審議会になりますので、しばらくの間、私、区画整理管理課の石川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、7名の方から傍聴の申し入れがございます。そのうち5名の方につきましては、「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」第2条に基づきます、地区内において宅地の所有権を有する方、宅地について借地権を有する方、また、宅地の所有権や借地権を有する方の家族並びに地区内の居住者に該当する方になりますので、傍聴を認めてまいりたいと思います。

また、そのほか2名の方でございますが、地区外に居住する市民の方でございます。本来、規定では、会長が審議会に諮り許可をすることになっておりますが、会長が選出されておられませんので、施行者側の判断によりまして、傍聴席にも空きがございますので、認めてまいりたいと思います。

いずれにしても、本日の審議内容につきましては、非公開とすべき事項がございませんので、傍聴を認めてまいりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

区画整理管理課長(石川直人君) 異議なしのお声をいただきましたので、傍聴を認めたと思います。

それでは、傍聴の方、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

区画整理管理課長(石川直人君) それでは、傍聴の皆さん方をお願いを申し上げます。傍聴の皆さん方におきましては、「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」を遵守いただきまして傍聴くださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、並木市長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

市長(並木心君) 皆さん、こんにちは。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、ゴールデンウィーク明けの初日ということで、何かとお忙しい中を、審議会の皆さんにおかれましてはご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

去る2月22日に行いました第2期の審議会委員の選挙にめでたくご当選されました8名の委員の皆さん方には、ご就任をいただき、まことにありがとうございます。また、学識経験者としての委員をお引き受けいただきました高本様並びに黒木様には、心から御礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

委員の皆さん方には、これから5年間お世話をちょうだいすることになりますが、ぜひとも委員会の委員としての職能を十分に全うしていただきたいと心から願うところでございます。

また、私事になりますが、3月29日の市長選挙において三度の信任をいただきました。これからの4年間は第4次長期総合計画の総仕上げとともに、第5次の長期計画の策定と極めて重要な時期であることを認識しております。みずから策定した計画は責任を持って実現すべきであり、また、これまでの寄せられたご意見には責任を持ってこたえていく強い気持ちを持っております。これまで取り組んでまいりました市政をさらに前進させ、羽村市の前途が明るく希望にあふれるものとなるよう、渾身の力を傾注してまいりたいと考えておりますので、委員の皆さんをはじめ皆さんのご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、羽村駅西口土地区画整理事業であります。委員の皆さん方、ご承知のとおり、本事業は平成10年3月に土地区画整理事業の都市計画決定がされ、市民各層の代表によって作成されました羽村市の第4次長期総合計画の基本計画の中で市の重要施策として位置づけ、羽村駅西口地域の将来を見据え、西口地区の抱えている課題を一日も早く解決し、人々

が生活しやすく、環境にやさしく、安全、快適で健全な市街地の整備を目的に取り組んできた事業であります。

平成 15 年 4 月 16 日付で事業計画を決定し、平成 16 年 3 月に審議会を設置いたしまして、ご熱心な審議を経て、土地評価員の選任をはじめ、土地評価基準、換地設計基準及びその他関係諸基準等について決定をいたしました。これまでの基準をもとに換地設計（案）を作成し、平成 20 年 2 月 15 日から 3 月 15 日の 1 カ月間にかけて、関係権利者の皆さんに換地設計（案）に対する個別説明を行い、さまざまなご意見、ご要望をいただいたところであります。

現在、これらのご意見、ご要望を踏まえるとともに、審議会における換地設計（案）見直し方針（案）の審議結果を尊重し、これらのご意見を参酌しつつ、換地設計（案）の修正作業を進めているところでございます。

今後の対応につきましては、後ほど説明申し上げますが、審議会委員皆さんのご意見を伺い、可能な限り早く、関係権利者の皆さんにご覧いただけるよう努力してまいりたいと思っております。

さて、本日は、第 2 期審議会の初回でありますので、会長及び会長代理の選出と議席のご決定をいただき、その後、次第のその他で「換地設計の今後の進め方について」、担当から説明申し上げますので、よろしくお聞き取りくださいますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

区画整理管理課長（石川直人君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日ご配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず初めに次第でございます。それから、資料 1、これは委員の名簿になってございます。さらに、今日の仮議席になりますが、席次表をご用意させていただいておりますので、ご参考に願います。それから、資料 2 といたしまして、「換地設計の今後の進め方」ということで、A3 版の縦型になりますけれども、カラー刷りのフロー図でございます。

それから、参考資料でございますが、まず表題が「土地区画整理審議会」としております A4 版の縦の両面印刷のものでございます。それからもう一つ、次に参考資料で、「羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則」でございます。それからもう一つでございます。「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」でございます。

以上が資料となっておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に出席者の紹介をさせていただきますと存じます。

まず初めに、選挙によりご就任いただきました委員の方々を紹介させていただきますと思いますが、委員の皆さんには大変恐縮でございますが、自己紹介にてお願いをしたいと存じます。

なお、委員の名簿につきましては、先ほどご説明しました資料 1、お手元に配付しておりますが、ご参考に願います。

なお、記載順でございますが、これは選挙の際に立候補の届出をいただきました順番とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、仮議席 1 番の加藤委員からよろしくお願いいたします。

委員（加藤照夫君） 加藤照夫でございます。よろしくお願いいたします。

委員（小宮國暉君） 小宮國暉です。よろしくお願いいたします。

委員（吉永功君） 吉永功です。よろしくお願いいたします。

委員（神屋敷和子君） 神屋敷和子です。よろしくお願い致します。

委員（島谷晴朗君） 島谷晴朗でございます。よろしくお願い致します。

委員（島田俊男君） 私は地権者のほうです。島田俊男です。よろしくお願い致します。

委員（中野恒雄君） 中野恒雄でございます。よろしくお願い致します。

委員（武政健太郎君） 武政健太郎です。よろしくお願い致します。

区画整理管理課長（石川直人君） どうもありがとうございます。

次に、土地区画整合法第 58 条に基づきまして、羽村駅西口土地区画整理事業施行規程第 10 条第 2 項に定めまして、学識経験を有する方から選任いたしました委員 2 名の方を私のほうから紹介をさせていただきますと思います。

まず初めに、高本様でございます。高本さんは、東京都杉並区にご在住で、昭和 43 年に東京都に奉職されまして、15 年以上にわたりまして区画整理に関係する業務を担当されております。港湾参事、建設局の河川部長を歴任されまして、平成 13 年にご退職なされました。都の幹部職員として東京都のまちづくりに深くかかわりまして豊富な経験をお持ちで、区画整理への理解と広い識見をお持ちの方でございます。現在は、東京都が施行してございます田端二丁目付近土地区画整理事業において、平成 15 年 6 月から、現在 2 期目となりますが、審議会の学識経験委員をお務めでございます。よろしくお願い致します。

委員（高本正彦君） 高本です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 次に、黒木中様をご紹介いたします。黒木さんは、福生市にお住まいでございます。土地区画整理士並びに不動産鑑定士の資格をお持ちで、ご承知のとおり、第1期の土地区画整理審議会の会長代理として、区画整理事業の推進にご尽力をいただきました。区画整理への理解と広い識見をお持ちでございます、引き続きお願いを申し上げたものでございます。よろしくお願いいたします。

委員（黒木中君） 黒木中です。よろしくお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） ありがとうございます。
それでは、次に、市側の紹介をさせていただきます。
先ほどごあいさつを申し上げます並木市長です。

市長（並木心君） どうぞよろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 次に、森田副市長でございます。

副市長（森田義男君） 森田でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） 次に、都市整備部長の青木でございます。

都市整備部長（青木次郎君） 青木です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 続きまして、都市整備部参事の柴田でございます。

都市整備部参事（柴田満行君） 柴田でございます。よろしくどうぞお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 区画整理事業課長の阿部です。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 阿部でございます。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 次に、都市計画課長の森田でございます。

都市計画課長（森田茂君） 森田です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 続きまして、区画整理事業課課長補佐の橋本でございます。

区画整理事業課課長補佐（橋本昌君） 橋本です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 同じく区画整理事業課、山崎主任でございます。

区画整理事業課主任（山崎信介君） 山崎です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） 同じく区画整理事業課の町田主事でございます。

区画整理事業課主事（町田貴勢君） 町田です。よろしくお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） それから、区画整理専門委員の池田です。

区画整理専門委員（池田悠一君） よろしく願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） 最後、事務局になりますが、私、区画整理管理課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

同じく区画整理管理課の橋本係長です。よろしくお願いします。

区画整理管理課係長（橋本雅央君） よろしく願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） 続きまして、羽村駅西口土地区画整理事業を委託してございます財団法人東京都新都市建設公社の職員を紹介いたします。

羽村駅西口地区を担当しております多摩西部区画整理事務所の新島所長でございます。

多摩西部区画整理事務所所長（新島二三男君） 新島です。どうぞよろしくお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） 同じく多摩西部区画整理事務所の山本課長でございます。

多摩西部区画整理事務所課長（山本牧人君） 山本です。よろしくお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） 同じく多摩西部区画整理事務所の若月課長でございます。

多摩西部区画整理事務所課長（若月純子君） 若月です。よろしくお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） ありがとうございます。

以上で出席者の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、本日の日程についてご説明を申し上げます。お手元の次第をご覧くださいと思います。

日程は、この次第により進めさせていただきますが、まず初めに次第2といたしまして、事務局のほうから審議会の役割及び運営等についてご説明をさせていただきます。説明が終わりました後に、次に、次第3、会長が選任されるまでの間の進行役として座長を指名させていただきます。この座長によりまして次第4の議題、会長を選挙していただきます。会長が選任されましたら、会長は会長代理を互選していただきまして、次に議席の抽選をし、議席を決定させていただきます。その後次第5になりますが、「換地設計の今後の進め方について」ご説明を申し上げ、質疑を受けて本日の会議は終了ということになります。

以上が本日の日程でございます。

それでは、審議会の役割及び運営等についてご説明をさせていただきます。表題に「土地区画整理審議会」と記載いたしましたA4の両面印刷された資料をご覧ください。A4で両面印刷のほうです。「土地区画整理審議会」というふうに表題に書かれたものでございます。

これからご説明させていただく内容は、2期目の委員さんには既にご承知のことと存じますので、繰り返しにはなると思いますが、再確認いただくという意味で、ご参考までに、議事運営規則等もお配りさせていただいておりますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思っております。

また、新しい委員さんにつきましては、今日お配りいたしましたグリーンの冊子、財団法人街づくり区画整理協会発行の土地区画整理法の逐条解説でございます。これですと102ページあたりになりますが、ご覧いただいて、また、先日本配りしました資料の中に関係法令のファイルがございます。紙のファイルでございますが、そちらに関係法令がつづつてございますので、そちらをあわせてご覧いただきながらお聞き取りをいただければと思います。

それでは、まず初めに「土地区画整理審議会の設置及び定数について」でございますが、この土地区画整理審議会は、土地区画整理法の第56条第1項の規定によりまして、市町村などが施行する土地区画整理事業に置くことと定められております。

また、委員の数でございますけれども、政令、これは土地区画整理法施行令になりますが、この施行令の第18条の基準に従って施行規程で定めることになっておりまして、本事業の審議会は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程第9条に、事業を施行するため、本審議会を置くこととし、同審議会の定数を、同じく施行規程の第10条第1項で、10名として、市長が学識経験を有する者から選任する委員の定数を、同条2項で2名と定めているものでございます。

次に、「土地区画整理審議会の役割」についてでございますが、この審議会の権限につきましては、土地区画整理法第56条第3項の規定で「換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、土地区画整理法に定める権限を行う」と定めております。その法に定めます具体的な内容といたしましては、まず1つ目は、「審議会の意見を聞かなければならない事項」といたしまして、通常、諮問事項と言ってございますが、この内容が4点ございます。

まず1点目が、換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査でございます。2点目が、換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査でございます。3点目は、仮換地の指定についてでございます。これまで既に2件の仮換地指定について諮問をさせていただきまして、仮換地指定を行ってございます。次に4点目でございます。減価補償金の交付決定についてでございます。本地区につきましては、減価補償金の適用はありませんが、これらにつきましては、委員皆さんからご意見をお聞きする内容となっております。

続きまして、2つ目でございます。これは委員皆さんから同意を得なければならない、通常、同意事項と言っております内容でございます。これは記載のとおり、7点ございます。

まず1点目、評価員の選任でございますが、既にこれは平成16年4月27日付で第1期の審議会の中で同意を得て、3名の方の選出をしております。これは地方公共団体等の土地区画整理事業において、土地及び土地について存する権利の

価格を評価する場合に評価員の意見を聞かなければならないとなっております。施行者が審議会の同意を得て、評価員3名以上を選任するものとなっているものでございます。

次に、2点目でございます。保留地の決定についてでございます。土地区画整理事業によりまして、施行後におけます宅地の評価の総額が施行前の宅地の評価の総額を超える場合には、その差額の範囲内の価格の土地を事業費に充てるために保留地として定めることができるものでございます。この場合に、土地区画整理審議会の同意を得て定めるものとなっております。

なお、保留地の予定地積でございますけれども、これは事業計画に定めることになってございまして、本地区において1,000平方メートルの保留地を定めてございます。今後、換地設計の見直しにあわせまして、審議会にお諮りした上で保留地の位置等を定めることになってまいります。

次に、3点目でございます。換地計画におきまして、特別の宅地について、特別の定めをする場合でございます。これは、一般には学校などの公共の用に供する施設や墓地、また私道等の道路の用に供している宅地などについて、換地の位置、地積等について特別な考慮を払い、換地を定めるために審議会の同意をいただくものでございます。これらにつきましても、既に審議会の同意を得て決定しているものでございまして、事前に配付してございます第1期の審議会資料の該当地ということで、ピンクのファイルがございすけれども、こちらのほうにその一覧がございすので、後ほどご確認いただければと思います。

なお、換地設計の見直しにあわせまして、追加的に同意を得る箇所が生じた場合には、適宜、ご審議願うこととなります。

それから、4点目、5点目、宅地地積の適正化についてでございます。宅地地積の適正化におきましては、過小宅地の取り扱いにつきまして、例えば増換地や換地の不交付等を行うことができるものとしておりまして、その場合に審議会の同意が必要となるものでございます。また、過小宅地の基準につきましては、住宅地の場合に100平方メートル以上、商業地等は65平方メートル以上となるように定められておりまして、この基準を下限として、過小宅地とならないように換地を定めることができるものであります。これらについて、今後必要があった場合をお願いをすることになります。

次に、6点目でございます。これは借地地積の適正化のための決定でございますが、これは4点目、5点目と同様に、過小宅地の基準を下限に審議会の同意をいただき、換地を定めることや換地の不交付等を行うことができるものでございます。

最後に7点目でございます。換地及び借地権の立体化に関する決定でございますが、現時点において西口では想定してございせんが、今後、必要となった場合に同意をいただいております。

それぞれの記載の状況につきましては、後ほどご確認いただきたいと存じます。

続きまして、「審議会委員の任期について」でございます。これは施行規程第11条で5年と定めております。今期（第2期）の場合につきましては、平成21年3月8日から平成26年3月7日までとなっております。よろしくお願い申し上げます。

次に、審議会の守秘義務についてご覧いただきたいと思っております。裏面のほうをご覧ください。

委員の皆さんにつきましては、特別職の地方公務員であります。一般職とは異なりまして、地方公務員法上の「秘密を守る義務」の規定は適用されません。しかしながら、個人のプライバシーに係る事項につきましては、「守秘義務」が適用されることとなります。これは個人の基本的な人権を尊重しまして、個人の利益の保護などを目的に設置されております「羽村市個人情報保護条例」第3条第2項によりまして、「実施機関の職員は、職務上、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または、不当な目的に使用してはならない」と規定しておりまして、この実施機関の職員には、各種審議会委員等も含まれておりますことから、諮問機関となります審議会委員も「守秘義務」の適用がされることとなりますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、「審議会議事運営規則第4条第1項の非公開とする会議について」ご覧をいただきたいと思っております。冒頭申し上げましたが、新しい委員さんには関係法令のファイルをお配りしてございます。そちらのほうをご覧ください。この内容につきましては、前にご説明いたしました守秘義務に関連いたしますが、特にここでは4条関係、会議の公開、非公開についてご説明をさせていただきます。

この第4条、会議は、公開するものということでございます。これまでの審議会につきましても、公開を原則としまして、羽村市の情報公開制度の目的が有効的に保障されるべく運営に努めてまいったところでございます。

なお、ただし書きに規定します非公開とする会議につきましては、「羽村市情報公開条例」第7条に規定します「不開示情報」となる内容の審議と、会長が必要と認めるときに出席委員の過半数の同意を得て非公開と決定した場合といたします。

具体的には下にお示しした内容となりますが、まず1つ目として、個人に関する事項で、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、会議を公開することで個人の権利利益を害する恐れがあるもの。それから2つ目といたしまして、法人等に関する事項でございまして、法人等の競争上、または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。3つ目が、市の機関及び国並びに他の地方公共団体の内部、または相互間における審議、検討または協議に関する事項で、公開にすることによりまして、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れや不当に市民に混乱を生じさせる恐れ、または特定の者に利益を与え、もしくは不利益を及ぼす恐れがあるものということになってございます。最後の4つ目が、会長が特に認めたものということで、「不開示情報」となりますことから、審議会運営についても非公開とさせていただきます。

以上がご説明なんですけれども、先ほど説明が漏れてございましたので、大変申しわけございませんが、戻りまして、審議会の委員の任期のところでございます。先ほど選挙でご就任いただきました委員につきましては平成 21 年 3 月 8 日から 26 年 3 月 7 日までというふうにご説明を私のほうでさせていただきました。なお、学識経験者につきましては、平成 21 年 4 月 22 日から 26 年 4 月 21 日までとなりますので、よろしく願いいたします。

以上、雑駁でございますが、ご説明とさせていただきます。

この関係で何かご不明な点がございましたら、お願いいたします。

(「なし」)

区画整理管理課長(石川直人君) それでは、ないようでございますので、続いて議事に入らせていただきたいと思います。

この会議は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第 2 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって会議が成立することとなっております。

本日の出席委員は、10 名でございます。よって、本日の会議の成立を宣言いたします。

なお、ご発言の際でございますが、お願いを申し上げます。ご発言の際は、まず挙手をいただきまして、ご指名を受けましたら、お手元のマイクスイッチ、右側がオンになります。議席番号とお名前、これは氏名で結構でございますので、告げていただきましてからご発言をお願いいたします。なお、終わりましたら、マイクのスイッチ、左側でございますが、これはオフになりますので、押していただくようお願いいたします。

続きまして、座長の指名でございますが、会長が選任されるまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきます。

座長につきましては、市議会の臨時議長の選出等の例にならしまして、委員の最年長の方をお願いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

区画整理管理課長(石川直人君) ありがとうございます。

それでは、ご指名をさせていただきます。座長には、仮議席 5 番の島谷晴朗様をご指名させていただきます。島谷さん、よろしく願いいたします。

座長(島谷晴朗君) 島谷でございます。会長が決まりますまでの間、しばらく座長を務めさせていただきます。委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本審議会議事運営規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長は委員のうちから選挙により決定することとなっております。

早速ですが、会長の決定方法について何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

仮議席 2 番・小宮さん。

委員(小宮國暉君) 当審議会の会長の選挙という方法にあたっては、指名推選という方法が適切かと思われますので、ご提案申し上げます。

座長(島谷晴朗君) 今、小宮委員から指名推選方式がよろしいかというご発言がございました。そのほか、ご発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

座長(島谷晴朗君) では、ご発言がないようですので、今、小宮委員のご発言のように指名推選委員の方式で選挙いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

座長(島谷晴朗君) 異議なしと認めます。

それでは、会長の推選に移らせていただきます。

早速ですが、会長の推選につきましてご発言がございましたら、お願いします。

仮議席 2 番・小宮委員。

委員(小宮國暉君) 当委員会の会長にあたりましては、先ほどご紹介がありました学識経験委員の高本正彦様が一番ふさわしいのではないかとというふうにご推選申し上げます。大変ご経歴も長く、まちづくりに参画されていますし、私も含めまして、各ほかの委員さんは選挙で選ばれたということもあまして、会長には客観的な立場の高本様がよろしいかとご推選申し上げます。

以上です。

座長（島谷晴朗君） ただいま仮議席 2 番・小宮委員から、仮議席 9 番・高本委員の推選のご発言がございました。そのほかございますか。仮議席 4 番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 神屋敷です。私は、地域住民の非常に苦しい思い、切実な思いをよくわかっている、そして先ほどご紹介がありました最年長ということで、島谷委員さんを推選させていただきます。以上です。

座長（島谷晴朗君） ただいま仮議席 4 番・神屋敷委員より、島谷委員の推選がございました。以上でよろしゅうございましょうか。（「なし」）

座長（島谷晴朗君） それでは、今 2 人の候補の推選がございました。仮議席 9 番・高本委員、仮議席 5 番・島谷委員、この 2 人の会長選任を挙手多数で行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

座長（島谷晴朗君） 異議なしと認めます。今申し上げましたように、挙手多数で決定いたしますが、高本委員、島谷委員を除いた 8 人の委員によって挙手決定をさせていただきます。挙手同数の場合には、抽選で決めたいと思いますが、これについて異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

座長（島谷晴朗君） 異議なしと認めます。それでは、早速ですが、お 2 人の候補について委員方の挙手によって決定させていただきます。それでは、推選されました高本委員を会長に推選する方の挙手をお願いいたします。（挙手）

座長（島谷晴朗君） 6 名です。ありがとうございます。次に、島谷委員を会長に推選する方の挙手をお願いいたします。（挙手）

座長（島谷晴朗君） 2 名でございます。ありがとうございます。挙手多数によりまして、高本委員を会長に決定させていただきます。これで会長が決定しましたので、私の役はこれで終わらせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

区画整理管理課長（石川直人君） 島谷様、どうもありがとうございました。それでは、議事に入る前に、暫時休憩をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。（休憩）

区画整理管理課長（石川直人君） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。それでは、ただいま本審議会の会長に承認されました高本会長にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長（高本正彦君） ただいま当審議会の会長に指名いただきました高本正彦と申します。大変なお役目を仰せつかり、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。精いっぱい努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。実は私、こちらの羽村市さんのことについてあまり存じ上げないので、そういった意味では、甚だ会長として心もとなない限りということになるかと思っておりますけれども、ぜひ皆さん方のご協力をいただきながら、重責を果たせるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

若干、私の区画整理についての経験、経歴をご披露させていただいて、私はこんなことをやってきたんだということをご理解いただければというふうに思いますので、ちょっとお時間をいただいております。よろしくお願いいたします。

私は、先ほどちょっとご紹介ありました昭和 43 年に東京都に入庁し、初めの職場が区画整理事務所がございました。当時はまだ戦後の復旧を目的とした区画整理、戦災復興事業、こう呼んでおりましたけれども、そういったものがまだ残されていると、そんな時代の中で、新宿とか池袋とか渋谷とか、こんな主要の駅の周辺を区画整理事業でもって整備をしてきたという、私どもの先輩が残してきたものを引き継ぎまして、新しい東京のまちづくりということで、都市改造土地区画整理事業ということで新しいまちづくりの有効な手段の一つとして区画整理事業を行ってまいりまして、地域の方々から大変喜ばれたというふうに思っております。

今日、羽村市さんが区画整理事業を主体としてまちづくりを進めていらっしゃるということは大変素晴らしいことだと

思っております。このたびの羽村駅西口土地区画整理事業は、駅を中心とした大変ポテンシャルの高い区域において、安全で快適なまちづくりを目指して、大変有意義のある将来を見越した事業である。また、地域の方々と一体となって進めることが求められているまちづくりであるというふうに思っております。

審議会の皆さんにおかれましては、地域の代表としてお互いに前向きな姿勢で事業の推進にお力をかしていただきますようお願い申し上げます。私も浅才薄学でございますけれども、精いっぱい努めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

区画整理管理課長（石川直人君） どうもありがとうございました。

会長（高本正彦君） それでは、会長代理の推選につきまして、ご発言がございましたら、よろしくお願いいたします。仮議席2番・小宮委員、どうぞ。

委員（小宮國暉君） 会長代理につきましては、5年前から黒木様がやってこられました。先ほどのように、客観的な立場より、黒木様が会長代理としてふさわしいかと思われまので、推選申し上げます。

会長（高本正彦君） ただいま仮議席2番の小宮委員から、会長代理に黒木委員という推選がありました。お諮りいたします。ただいま推選がありましたとおり、会長代理に黒木委員とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） ご異議がないようですので、会長代理は黒木委員と決定させていただきます。それでは、ただいま会長代理に就任されました黒木委員にごあいさつをお願いいたします。

会長代理（黒木中君） 黒木でございます。前期に引き続きまして会長代理ということで、あまり知識も経験もないんですが、委員として、また会長代理として一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

それでは、議題2の「議席の決定について」の議事に入ります。

羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定によりまして、議席を決定したいと思います。

議席を決定するにあたり、これまで羽村市が施行してきた土地区画整理事業の土地区画整理審議会では、会長代理を1番、会長を10番の議席とさせていただいた経緯があるようでございますが、このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

抽選の順序につきましては、現在ご着席の仮議席の順序で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） 異議なしの声がございましたので、それでは仮議席の順序で議席の抽選をさせていただきます。事務局のほうで抽選の準備をお願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） かしこまりました。しばらくお待ちいただきたいと思います。

それでは、これから各委員さんに抽選棒を引いていただきます。抽選棒には番号が付記されておりますので、その番号をもって議席順とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（抽選）

区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 加藤委員、5番になります。小宮委員、7番になります。吉永委員、6番議席になります。神屋敷委員、4番議席になります。島谷委員、8番議席になります。島田委員、3番議席になります。中野委員、2番議席になります。武政委員、9番議席になります。

区画整理管理課長（石川直人君）

それでは、改めまして事務局のほうから議席番号のほうを発表させていただきます。

まず1番でございますが、これは先ほど申し上げましたように、黒木委員でございます。続きまして2番でございますが、中野委員でございます。3番でございます。島田委員になります。続きまして4番でございます。神屋敷委員でございます。次に5番でございます。加藤委員でございます。次に6番でございます。吉永委員でございます。続きまして7番でございます。小宮委員でございます。次に8番でございます。島谷委員でございます。最後に9番になりますが、武

政委員でございます。10番につきましては、先ほど申し上げましたように、高本会長でございます。よろしくお願いいたします。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

ただいまの1番から10番までの座席番号につきまして、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

委員の皆さんには、次回の会議から、ただいま決定いたしました議席番号へご着席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、羽村駅西口土地区画整理審議会議事運営規則第11条第3項の規定により、審議会ごとに会長のほか2名の委員が議事録に署名・押印することになっております。また、この2名につきましては、会長が指名することと規定されております。

つきましては、本日の署名委員は、議席番号1番・黒木委員、2番の中野委員、お二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、次第5「その他」の換地設計の今後の進め方について説明をお願いします。

区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） それでは、お手元にご配付しております資料2によりまして、換地設計の今後の進め方についてご説明をさせていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、これまで第1期の土地区画整理審議会におきましては、本事業の骨子となります基本的な方針などを定めていただいたことが主体でございました。第2期の土地区画整理審議会におきましては、換地設計の決定に向けたより技術的、あるいは専門的な内容に入っておりますので、まずその点をご理解いただきたいと思います。

お手元にご配付しております資料2でございますけれども、左側の一番上でございますけれども、本日、第2期の第1回区画整理審議会というような形で掲載をさせていただいているものでございます。

2段目でございますけれども、換地設計（案）調整作業というふうな形で書いてございます。

大変申しわけありません。よろしいでしょうか。それでは、資料の2でございます。換地設計の今後の進め方ということで、左側の上段でございますけれども、本日の第2期第1回土地区画整理審議会の議事内容を掲載しているものでございます。

次に、青く枠組みをしてございます2段目でございますけれども、換地設計（案）調整作業であります。さきの第1期土地区画整理審議会におきまして審議をさせていただきました換地設計（案）見直し（案）の審議結果を踏まえまして、現在、施行者側で個々の意見要望内容を精査し、換地設計（案）の調整作業を現在行っているところでございます。今後は、この調整作業の進捗にあわせまして土地区画整理審議会の開催をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、赤く枠組みをしてございます3段目でございますけれども、第2回土地区画整理審議会以降というふうな書いてございまして、括弧書きで、調整した換地設計（案）の諮問についてでございますが、現在行っております調整作業の進捗にあわせまして審議会を開催していくこととなりますが、審議会への諮問につきましては、現段階におきまして、フロー図の右側にブロックの図が載っていると思っております。ご承知のとおり、昨年2月に発表した換地設計（案）では、現在、88の街区に分かれて構成をされております。多くの方々から意見、要望をいただいているわけでございますけれども、審議会の内容につきましては、このブロックごとに、6つのブロックに分けさせていただきたいというふうに考えてございます。各ブロックごとにそれぞれ要望、意見を踏まえた、方針（案）に照らした内容を施行者側のほうで審議会のほうにご説明をしてご理解をいただくと、これを順次進めてまいりたい。そのようなことから、点線で、もう1回繰り返すような形になってございます。このことから、審議会の開催につきましては、この換地設計の見直し（案）を各ブロックごとに審議会でご説明いたしますので、複数回の開催になろうかというふうに考えております。6ブロックのご説明、ご了解をいただいた後に、正式に最終的には諮問をさせていただきたいというような形で考えてございます。

諮問後でございますけれども、4番目になりますけれども、青く枠組みをしております調整した換地設計（案）の発表というふうな形になります。この換地設計（案）の発表後は、9番目に青く塗りつぶしてございます換地設計の決定というふうな形になってまいります。これに向けて審議会の意見を聞きながら、その都度進めてまいりたいというふうに考えてございます。この換地設計の発表にあたりましては、当然のごとく、関係権利者の皆さんから意見書等を提出いただくこととなります。いただいた意見書については、すべて審議会に今後は付議いたします。その中で意見書の採択、不採択を決定させていただきます。不採択となった場合は、意見書を提出された方の換地につきましては施行者案として決定をさせていただきます。つまり青く塗りつぶしました換地設計の決定というところに至るというふうな形になります。また、意見を採択すべきとなった場合には、今度はフロー図を右のほうへスライドさせていただきたいと思っておりますけれども、改めて換地設計（案）、調整作業を行いまして、審議会に諮問し、関係する権利者に再発表しまして、同じ順序で繰り返しをして決定をしていくという方法になります。つまり、従来の形でいきますと、580人、871件の意見が出たわけですが、前の第1期の審議会では、すべて付議されていなかった経過がありまして、ご意見をいただいた経過がございます。今度の意見の発表につきましては、すべての事項につきまして審議会に1件1件お諮りし、採択、あるいは不採択を決定していくというフローになってまいりますので、その点をご了解いただきたいと思います。いずれにいたしましても、換地設

計を決定していくまでの間に、関係権利者の皆さんのご意見を少しでも反映できるよう機会を設けて対応していく考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

なお、右側の下側に黒く点線で囲ってある部分がございます。今回の換地設計の一連の経過を踏まえますと、さまざまな街路計画等変更する予定となっております。このことから、事業計画との整合を図る必要がありますことから、点線で囲ってございます事業計画の変更手続の流れを掲載させていただいております。なお、事業計画の流れにつきましては、都市計画法に基づく手続となりますので、都市計画審議会に付議をしていくという流れになります。このことから、換地設計（案）の審議会でご諮問しまして、決定をしていただいた後に、この手続を同時にあわせてまいりますので、本日ににつきましては参考資料程度に目を通していただければと思いますけれども、このいずれの段階におきましても、事業計画、あるいは換地設計の見直しを行っていく中で、ご説明をしながらご理解をいただいで進めていきたいというふうと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

本日の審議会の内容につきましては、今後の進め方ということでフローの流れの中でご理解をいただければと思います。以上でございます。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問がございましたら、お願いします。

神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。今、阿部課長さんのほうからいろいろお話があったんですけども、一番最初に阿部課長さんが専門的、技術的にこれから非常に難しい段階に入るとおっしゃったんですけども、私、この第1回目の審議会は何をやるんですかと以前に市に聞いたときに、自己紹介と会長の選任だけですよというお話があったんですね。その後、多分、新しく審議委員になった方々にいろんな言葉の説明とか、今までの経過を資料だけじゃなくて、お話する学習会というんですか、説明会というんですか、そういうものがあるものと私は考えていたんです。私たちが1期に審議委員になったときには、きちっとそういう説明会というか、学習会があったんですね。今これをばっと出されて、専門的、技術的に大変難しい段階に入ると言われましても、これは前回1期、いろいろな審議委員の方がおっしゃっていたとおり、一人一人の財産や生活や命にかかわるものですので、そう簡単に、ご理解していただく、ご理解していただく今、阿部課長さんのほうからも一方的に言われたんですけども、ご理解していただくためには、それなりの説明やそういうものが要だと思えます。もしこの中で地権者からいろいろ聞かれたときに、わからないことがたくさんあるので、まずはきちっと、新しくなった方だけじゃなくて、そこに今までの方が加わってもいいと思えますけれども、専門的、技術的に入る前に、説明会というのが私は必要だと思えます。それに関してはいかがでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、神屋敷委員からご指摘のありました事項につきましては、さきの基本的な見直し方針（案）を定めるにあたりまして、意見、要望に対する今後の進め方についてということで、島谷委員、あるいは神屋敷委員からも意見をいただいています。当然、今ご質問がありましたように、言葉の上では専門的、技術的というふうなお話をしましたけれども、理解をいただくために準備を今進めているところでございます。当然、審議会に換地設計の各ブロックの流れをご説明する前に、こういう考え方ですよというふうな形の資料説明等を事前に準備をしながら進めてまいらなければ、いきなりこれでよろしいでしょうかという説明をしてもご理解をいただくのは大変難しいというのは、今、神屋敷委員ご指摘のとおりだというふうに認識してございます。このことから、私どもとしましては、時間をいただいで、より細かい説明資料ができるよう工夫をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。神屋敷、島谷、今まで1期の方がいろいろ見直し方針（案）等に意見を言ったのはわかっております。それに対して市からきちっとした見解というのは書面ではいただいていないんですね。多分、阿部課長さんのほうから言ったのは、28回に配られたものなんだと思うんです、資料。これに今回、これを足してくださいということだと思えますけれども、この28回の資料というのは、これは単なる28回の資料じゃないんですね。これはあえて言うなら、集大成の一部なんですね。28回まで審議してやってきたこと、それを以前、羽村課長さんと山崎さん等が中心になってまとめてくださったものなんですね。これは集大成の一部であって、今回この話し合ってきた見直し方針（案）に対する意見をこれにつけ加えて、それで終わりですよというようなものではないんです。特に今回配られた見直し方針（案）に対する意見、それから進め方に関する意見、それから資料に対する意見というのが後ろに羅列されているんですけども、これは新井会長さんが審議委員の各委員の意見を真摯に受けとめて対応を願うと。審議会の中でも、次期審議委員さんにこれを受け渡すというお話ですね。この中の私の意見なんかはまだ訂正されていないんですね。これは1月の段階と2月の段階に訂正を管理課のほうにお願いしているんですけども、それはまだ未訂正のままなんですね。だから、多分、この会長さんの出したものは、方針（案）についてというのはこのまま正式なものとはなるんです。

けれども、その後についているものは、まだこれから流動的なものであるということ。

それから、この中に委員さんに対する市の見解というのが出てくるんですけども、これが12月25日、22回の審議会に出されたものですけども、これは施行者側の考え方を右側に書いてあるんですけども、結局、これも途中までです。32回です。ごめんなさい。32回までのしか書いていない。これは小宮委員さんから、それから島谷委員さんからもきちっと回答が得られていないと。ただ、審議の中で回答したということですけども、これだけ大事なものですので、それはきちっとした回答を加えたものにして、集大成みたいなということですか、まだ集大成の途中なんですけれども、28回に配られたものの中に閉じあわせるものなんだと思うんです。

問題なのは、まずそこをきちっとしなきゃいけないということと、2回目の審議会以降に調整した換地設計(案)の諮問というふうな形にこの図ではなっているんですけども、何でここで2回というふうに既に書かれているのか。区画整理審議会に諮問ということの言葉なら、諮問については私はまだまだ無理だと思う、調整作業についても無理だというふうに私は考えているんですけども、なぜ第2回ということをごこにおつけになったのか。それがまだまだ、見直し方針(案)でこちらにもとじられてきている。案なんです、まだ。これがなぜ2回からすぐに、とてもじゃないけれども、いろいろ意見、諮問されて聞かれても、責任あるというか、審議委員として何十人の方から選ばれた者として良識ある審議はできない、難しいですよ、これはすごく難しいです。まず、ちょっとそこを、ご理解、ご理解と今阿部課長のほうから言われましたけれども、ちょっとそこをお聞かせ願いたいんですけども。

会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

区画整理事業課長(阿部敏彦君) 今、神屋敷委員が言われているのは、昨年度、西口の区画整理事業の換地設計(案)の見直し方針(案)を定めていく間に、各審議委員の皆さんから意見をいただいた。最終的には、私ども、前の新井会長のほうから、各審議委員の意見を参酌して、施行者として努力をされたいということでごくくっているというふうに認識をさせていただいて、そのように私どもとしましては施行者に報告をさせていただいている。つまり、私どもとしましては、審議委員の各委員からいただいた意見を参酌をして、できる限り、今、神屋敷委員が言われているような内容について、沿った形で資料が提供できればというふうに考えているのが現段階でございます。

先ほど審議会の今後の云々というふうな形で、第2回目以降、当然今日は第1回目でございますから、私どもとしては、第2回目審議会以降というふうに掲載をさせていただいているとおり、いきなり第2回目にこれを諮問するとか、云々というごこごの考えではないわけでございますから、2回目以降に各ブロックでご説明をしながらご理解をいただいた後に諮問をいたしますというふうに、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

以上です。

会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 仮議席4番・神屋敷です。ブロック別に説明を行い意見を聞く、これは調整後の換地設計(案)について、ブロック別に説明を行い意見を聞くということはどういうことなんですか。

会長(高本正彦君) 区画整理事業課長。

区画整理事業課長(阿部敏彦君) 現在、ご承知のとおり、意見、要望書については一覧がもうできてございまして、今、街区順に意見・要望書をこのように取りまとめをさせていただきます。これはまだ審議委員の皆さんにはお配りをしてございません。これは各意見、要望を出された方々がどういう内容で、例えば一々意見・要望書を見なくてもわかるような形の中で、基本方針に基づいた中で、私ども施行者の中で精査をしているもの。そのまとめたものをご配付申し上げて、審議会で、第1ブロックの中ではこういう問題がございます、これはこれこれこうですというご説明をしながらご理解をいただくという考え方とっていきいたいというふうに考えてございまして、それにつきましては、2回目以降、審議会を開催する流れの中でご説明をしていく考えでございます。

以上です。

会長(高本正彦君) 神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 仮議席4番・神屋敷です。何をもとに精査をなさるのか、そこを審議委員にきちっと説明しないとだめだと思うんですね。一覧表に関しても、私や島谷さんが出したあれだけの、500人以上の1冊の本を皆さんがいつでも見れるんですよという形じゃなくて、だれがどのような意見を持ち、要望を持ち、質問を持ったかというのをわかりやすく一覧表にさせていただかないと審議委員にはわからないですよと言って、前会長のほうからも、そういう方向で何かわかりやすいものにしなさいといけないというお話があったと思うんですけども、それもなされているんでしょうか。先ほど言ったいろいろな資料をつくってご説明するというのは、次のブロック別に説明を行う諮問の前なんですか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、神屋敷委員がおっしゃられるとおり、当然そのような形で、前会長からもそういうふうなお話があって、私ども事務局としては、意見書をできるだけわかりやすく取りまとめて審議会の皆さんにご説明をするための資料づくりに一生懸命努力しているところでございます。当然、その説明をしないで、いきなりブロックの説明をするなんていうことは全く考えてございません。神屋敷委員が言われるように、第2回目以降の1回目に今後の流れについての考え方等についてご説明を申し上げて対応していくという考えでございます。

以上です。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員、ちょっといいですか。会長からなんですけれども、同じようなことをおうむ返ししているような感じがして、失礼な言い方なんですけれども。施行者のほうで、これからまとめて、わかりやすいものをつくるとおっしゃっているわけですから、それはどういうものかというのは、今ここで具体的には出てこない、また、そういったものをできるだけ早く骨子でもいいから、あるいはモデルでいいから、こういった形にして出しますよということを実施者のほうで整理していただいて、その上で議論しないと、お互いに自分の頭の中で描いているものがかなり離れている感じがしますので、ぜひ今日のところは、そういったことで、これから施行者のほうでそういった資料をつくるという話のようですので、それを見てからという話でいかがでしょうか。

どうぞ、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。どういう資料を、2回目の審議会ではブロックごとの諮問はまだ説明を行い、意見を聞くという段階にはならないということですか。それでよろしいのでしょうか。そこでいろいろ説明していただかないとわからないと思うんですけれども。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長でいいですか。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今ご指摘のとおりでございます。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 確認ですけれども、2回以降に調整した換地設計（案）の諮問という、これは第2回というのが違って、第2回以降。そうすると、2回からすぐこういうことに入るということではないわけですね。

会長（高本正彦君） ちょっとよろしいですか、神屋敷委員。今ご覧になっているペーパーが、このペーパーのどこにあるのか。ちょっと共通の話題になっていないようなので。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。一番左側の赤の上から2番目のところの第2回区画整理審議会以降ということは、2回からもう可能性があるということで、非常に私は、まだ何もあいまいな中で、もう調整（案）がつくられているということを聞いてちょっとびっくりしたもので、確認したんです。そうしたら、今のお話によると、以降ですから、2回にはまずそういう、今阿部課長さんがお話した、こういう形で今後やっていくんだという、もっと詳しいものが出てくるということだと思っておりますけれども、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 神屋敷委員、今ご理解をいただいたとおりでございます。2回目以降に詳細の説明、資料等、できるだけ詳しい内容の資料を提出させていただきながら、理解をいただいた後に各ブロックに入っていくという流れになりますので、掲載上の話で、2回目以降というふうな書き方がいけなかったのかどうかあれですけれども、当然のごとく、決定をしていくまでには複数回の審議会を開催していくという形になりますので、その点だけご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

会長（高本正彦君） よろしいですか。
神屋敷委員。

委員（神屋敷和子委員） 神屋敷です。次に、調整（案）のことなんですけれども、先ほど市長さんのほうからのお話でも、今調整作業に入っているというお話でした。私といたしましては、まだ見直し方針（案）の段階、市長さんだけじゃなくて区画整理課のほうの方の話でも、調整（案）をもうつくってしまったというお話なんですけれども、まだ見直し方針（案）の段階であるということとか、集大成するのがまだ途中であると、追加のものをこの間渡されたんですけ

れども、これはあくまでも皆さんの意見の羅列で、集大成のものではないということ。それから、調整作業に入る前に未提出者、前回の意見書の未提出者、それからあと、意見の中の質問に答えていかなければいけない。それから、多くの意見が出ていた墓地との重なりとか、あと井戸の話とかで、きちっと調査、結果を審議会に出されなければいけないんじゃないですかというようなこと、そういうものが全部あわさって初めて調整作業ができるんじゃないか。今阿部課長さんがおっしゃった、一覧表にまとめましたということですので、それを見て、前回も言いましたけれども、例えば、日当たりとか風通しとか騒音なんかを係数にしたらどうですかという地権者のご意見があって、そういうのを見直し方針（案）のほうに足していったらどうですかというような、そういうこともこれから追加するものとしてあるんだっただけという、それは黒木委員さんからお話があったと思うんですけども、そういうのは一覧表を見てみないとわからないと思うんですね。阿部課長さんのおつくりになった一覧表を見て、初めて見直し方針（案）がちゃんとしていくんだと思うので、そのところをきちっとやらなきゃいけないと思うんですけども、いかがでしょうか。

会長（高本正彦君） ちょっと私からなんですけれども、議論がぐるぐる回っているような感じがしていますけれども、問題は、見直し方針（案）を施行者のほうでつくられたものがこの審議会に開示されているんですか、既に。ちょっとそこだけ、私まださしてわからないんですけども。それを審議会で審議すべきものなのか、そうじゃなくて、これは施行者会議で施行者の——これは報告されているわけですね、審議会で。審議会で報告されている内容について今議論されているということなんですけれども、ここらあたりの議論がまだ深まっていないという理解なんですか、神屋敷委員のほうで。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。第31回ぐらいいからずっと見直し方針（案）に関しては審議会のほうで審議をして、審議をするというか、皆さんの意見をいろいろまず出したという段階です。それを前会長さんは、今後こうしてくださいということで、2期審議会に引き継いだと。これは審議会が責任を持って対応してもらいたいという、新たな審議会の中で十分議論して欲しいという、技術的チェックとか具体的な処理方針を補充していくのだと思うという、これから補充していくということです。私の意見もまだ訂正前ということですので、まだこれはこれからのものということだと思います。

会長（高本正彦君） ちょっと整理しますと、要は、既に平成21年2月12日付で見直し方針（案）についての回答が審議会会長から市長あてになされているわけですね。その内容的には、それぞれの委員さんからもすごい項目の意見、要望があって、これについて既に施行者側としてはそういったことに対応しているということ。神屋敷委員のほうは、まだこれについての議論が審議会として不十分だと、こういう議論がなされているのか、ちょっと私、日が浅いものでよくわからないんですけども。そもそもこれは審議会で議論すべきものなのかどうか、それも含めてどなたかご説明いただけないでしょうか。

島谷委員、どうぞ。

委員（島谷晴朗君） 仮議席5番・島谷です。今のお話につきましては、ついこの間、第34回の審議会におきまして、前会長からまとめて、そして市のほうに、審議委員の総意をまとめて提出されたものがあります。その中に、もちろん今まで審議委員から出された意見等、そこでいろいろと議論がございました。簡単に一例を言いますと、二者択一的にいくのがいいのか、総合的な判断で少し余裕を持たせてまとめるほうがいいのか、そういうような中で、前会長がいろいろと苦心されて文章をつくられて提出したものです。その中には、先ほどもありましたように、審議委員の意見を、どちらかといいますと、二者択一よりも総体的に、総論的にまとめて余裕を持たせたほうがいいだろうという、そういう意見になりました。そして文書ができています。そういうことでして、まだまだその中には、これから具体的に事実が浮かんできますので、そういったときにどういうふうな方法をやらなくちゃいけないかというようなことは、まだ決まっているわけじゃございませんので。また、市のほうで決まったとしても、私たちのほうにはまだそういうことは知らされておられませんので、そういうようなことで、そういうことも今後第2期の審議会でいろいろと検討して、よりよいものにしていかれたどうであろうか、そういうような内容のものでございます。したがって、具体的にこうこうというようなまとまったものが出ているということではなくて、前会長の意思を尊重しまして、審議委員の意見がそこにたくさん出された資料がございまして。それを総体的に、市のほうで、施行者のほうが考えをくみ取り上げながらやっていけというようなこととさせていただきます。

会長（高本正彦君） 今ここでこの中身を議論するつもりもないし、これは審議会の前会長から市長あてに、審議会で議論されたものを、取りまとめたものを上申したものだ、ということと理解すると、非常にいっぱい項目があるわけなんですけれども、これらをどこまで実際、現実に落としていくかということも含めて議論をする必要があるのか。あるいはこれはこれで要望というか、意見書の要旨なんだけれども、できるものはできるだけやっつけよう、こういうスタンスなのか、いろいろと取り方が、私自身がよくわからないんですけども、そこらあたりの議論をする必要はあるんですか。

都市整備部長。

都市整備部長（青木次郎君） これは第34回審議会で前会長から施行者あてに出された案、この見直し方針（案）に

ついてという文章でございますが、これにつきましては、確かに神屋敷委員言うように、細かいところまでその案を決めてから、いわゆる換地設計の割り込みをするのか、もしくは、この方針（案）については両論併記で、いわゆる今島谷委員が言われましたように、反対の意見も、賛意、2つ意見がありますが、それはそれぞれの換地を割り込む中で、Aという案をとらなければならない場合もあれば、もう一つ、全く違うBという案をとらなければ割り込みができないということも現実的に起きてきます。ですから、今後は、この換地設計（案）の、いわゆる今、修正作業をしていると申しましたが、その修正（案）を修正をしながら、今まで出ている意見、また審議会の委員さんがおっしゃった意見、そういうものをしっかり受けとめて、これこれこういうふうな形で割り込みましたということを今度審議会で説明していくと。この方針（案）を定めるために、そこのところだけ議論していますと、なかなか換地の修正（案）ができてこないわけです。現実的な図面の割り込みができていかないわけですので、ですから、そういう意味では、この審議会から施行者あてに出されたこの文書をもとに、今現在、市のほうでは、十分な、詳細についてそれぞれ説明ができるようなことを取り組んでいるというところでございます。

会長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 仮議席4番・神屋敷です。この調整（案）をつくって、またいろいろやってみて、皆さんからいろんな意見をもらって、全員合意が得られるところまでやっていくという作業であるなら、私はわかるんですね。そうではないわけですよ。このフロー図からいくと、採択になった場合には、それは換地設計の決定としてご理解いただくと先ほど阿部課長さんがおっしゃっていましたよね。その方に対して、先ほど青木部長さんがおっしゃったように、AさんはよくてBさんはだめ、そういうような理由をわかる形にしておかないとだめだということは私は言っているんです。いろいろなことをやっていってというんじゃなくて、だから、意見・要望書を一覧表にまとめて浮き上がってくる問題、それから、この見直し方針（案）に関して、審議委員の皆さんが言った意見、それをきちっとまとめて、浮き上がっている問題というのを整理していかなきゃいけないと思うんです、私は。あいまいな中で、こんな意見もありましたけれども、こうしましたというふうなのじゃなくて、なぜAが選ばれてBが選ばれなかったかという理由を審議委員の皆さん一人一人が突きつけられるわけですよ。そのときに、その人の生活や人生や命にもかかわることです。現に、仮換地指定が2棟行われたそのとき、1棟目の方は平成20年2月18日の段階でおおむね承いただいていると言っていたんですよ、市は。ところが、意見書が出たのは4月1日で、すごく苦しい思いを面々と書いていらっしゃるわけですよ。今回も了承を得たということでやっていますが、その方はいろんな苦しみがあった。そういうことがあるわけですよ。住民の苦しみはそのままにして、ただただ審議会からお墨つきをもうらだけに審議委員が成り下がっちゃ私はいけないと思うんです。きちっと審議委員が理解して、理解させるまで市が、施行者が説明していかなければ、これは田畑で、皆さんが合意している、それからこの計画図も合意しているというものじゃないんですよ。本来、こういうふうなブロック図に入る前に、皆さんの意見、要望を聞いて、図面がどう変わったか、ブロックの幅がどう変わったか、そういうものが出て、それからいろいろな説明がくるのが私は真っ当だと思うんですね。もう審議委員はいいんだよ、ある程度わかっているなくてもいいんだよ、お墨つきもらえばいいんだよという形になってしまった場合、非常に審議委員として選ばれた責務を果たしていないと私は思うんですよ。住民の中で苦しい思いがどんどん連鎖していくわけですよ。2棟の換地先にもいる人が、その人の換地先にもいる、連鎖していくわけですよ。聞いていただきたいんですけど、組合施行でさえ2分の3の賛成が必要なんです。この間の審議会選挙だって3分の2はとれていないんですよ。そんな中で、あいまいな形でやっていってはだめなんです。皆さんの意見、審議委員の意見をきちっとした形にして、我々にわかるように説明していただかないと。私は責任持った意見がここに諮問されても、意見言えないですよ。

以上です。

会長（高本正彦君） ただいまのご意見に対して、施行者側、何かご意見なり反論なりございますか。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 神屋敷委員が言われていることについて、私どもとしてはよく理解をするように努めていく。当然のごとく、資料提供につきましても、今まで神屋敷委員は審議会ごとに資料の云々不足だと、こういうご指摘もされてきました。私も管理課長やっていると時からそういうふうな形を、なるべくわかりやすい資料を提供しながら、ご理解をいただきながら進めていきたいと。ですから、ご理解をいただきたいと言っているだけであって、一生懸命それについては資料提供に今後も努めていきますので、それを見ていただいてご判断をいただければというふうに思っています。

先ほど言われていますように、今回の換地設計（案）の見直し方針（案）につきましては、第1期の前会長であります新井会長のほうから、いろいろ両論併記の中で、審議委員の意見を参酌して、複数（案）を出しなさいという指摘もいただいているわけですから、一方通行的に一論だけを出すという考えは毛頭ございませんし、ご理解をいただくための資料づくりについては一生懸命努めてまいりたいというふうに考えておりますので、その点についてはぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

会長（高本正彦君） この話は大変微妙なところで、私も、実は換地設計をやって、地元の方にお示しして、とてもじ

やない、こんな換地じゃおれは嫌いだよという経験を何度もしてきました。その中で、施行者としてもできることはやるよと。だけでも、あなたの換地をこうやるとこちらの方はこうになってしまうというようなとか、いろいろ幅広くご説明し、なおかつ、できるだけ少しでも意見書を出している方の身になって、多少でもできることはやっていくというようなことでご理解いただけないと、なかなか理解し合えないということになってしまうのかなと。むしろこのところをお互いに少しでも、一歩ちょっとお互いに引くことによって、最後は、そこまで努力していただいたならという気持ちが通じていくんだろうと思っております。私も事実そういった経験もしてきました。そんな中で、完全、パーフェクトな換地設計というのはあり得ないものですから、やはりそのところはお互いにご理解し合うと。また、審議会の中でも互いにそういうことで補足し合う、補助し合うということが大事なんじゃないかというふうに思いますが、なかなか複雑で難しい話だと思いますけれども。言えることは、地元の方、住民の権利者の方に誠意を持ってご説明して、ご理解をいただいくということだと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

どうぞ、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 仮議席5番・島谷です。今の会長のお話は確かによくわかります。今、神屋敷委員のお話のとおり、34回まで審議会を前期やりました、第1期やりました。換地設計基準をつくる段階から、換地を切るときのいろんな複雑な条件がたくさんあります。したがって、これを判断するには、その切るための基準みたいなものがないと説明ができないだろうと。非常に身近な一例で言いますと、換地を切るときに、南東方向に1つのブロックの中に4つしかできないと、角地が。そうすると、その角地に入りたいという人はおそらく4人以上いるのではないかと。そういうときに、あなたはどのようにしてこの角地にきたのかというようなときの説明に基準がないとできませんよね。だから、そういうようなところの話があつていいんじゃないかと。そういう細かいところまで出てくると、やっぱりそういうところに入り込まざるを得ないわけですね。だから、そういうことがない。そうすると、おそらくその他の事柄も総合的に判断して、そして決めていかざるを得ないという説明。そうすると、総合的とは一体何だと、非常に難しい問題になってきますね。だから、それをできるだけ細かい、細かい、細かい規定にあわせて、そしてそれが枝葉のように細かいところまで進んでいって、どっかでそれを取れんさせてしまうのか、そこで終わらせてしまうのかというような作業になっていく。だから、そのところが、今まであったんだけど、どうやってそういうことを決めていったらいいんだろうかというような、今簡単な一例で申し上げましたけれども、そういうことをどうやって考えていったらいいんだろうかというような話は審議会にはないんですね。ですから、そういうことが、説明ができ得ないということに対する審議委員としての責務上、これは市が当然責任を持って説明してくれなくちゃいけない話ですけれども、そういうことで、この基準づくりということは、私を含めてこの区画整理に反対している者たちは、そちらが大切なんじゃないかと。そうして、さらにそういったものの情報をどんどん公開してやっていかないと、疑心暗鬼が起るのではなからうかと、そういうようなことがありますよ、どっちが先でどっちが後かというのは、私自身もちょっとわかりかねます。そういうようないきさつがありまして、その不安を市が度量を大きく開いて、我々にも資料でたびたび説明してくださると非常にありがたい。これ1回で決定するものではありませんというようなことですね。そういうような度量を私たちは要求したいと思っております。

会長（高本正彦君） ほかに。どうぞ、島田委員。

委員（島田俊男君） 仮議席6番・島田です。新人なもので確認したいんですけども、第2ブロックなんですけれども、北のほうに40メートル道路が通るんですけども、ここには昔からモノレールがくるといような話を聞いているんですけども、それは確実な話でしょうか。もしそれがいいかげんな話でしたら、その40メートル分の道路は、その他は25メートルか24メートルだと思うんですけども、その分のしわ寄せが全部6ブロックに及んじゃっているんですよ。だから、そこら辺をちょっと確認したいんですけども、よろしく申し上げます。

会長（高本正彦君） 市のほうで差し支えない範囲内でお答えできるんでしょうか。
都市整備部長。

都市整備部長（青木次郎君） この都市計画道路は3・4・12号線という都市計画道路で、現在、このモノレールにつきまちは、東京都では構想路線に位置づけられているということで、必ずくるかこないかというご質問ですけども、位置づけとしては、構想路線に位置づけられているというところでございます。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 島田委員、よろしいでしょうか。

委員（島田俊男君） 構想というのは、どの程度のことなんでしょうか。

会長（高本正彦君） 都市整備部長。

都市整備部長（青木次郎君） これは、今現在、上北台まで実際運行していますが、上北台から箱根ヶ崎までが次期整

備路線というふうな形で位置づけられて、新青梅街道も拡幅の都市計画決定がなされたわけですが、次期路線というのは、次に整備されていくというようなこととなりますが、その次に用地の確保、ちょっと名称はわかりませんが、いわゆる空間を確保するための路線というのも位置づけられています。その次に構想路線というふうな。構想路線というのは、当時たてた多摩都市モノレールの位置づけとしますと、立川を經由しまして、多摩ニュータウン、そちらへずっと回っていく。その中で、そういうふうな計画の位置づけがある中で、構想路線というふうなのは、現実にとすると、構想路線という計画では、一番実施に向けての段階はかなりあるというふうな位置づけでございます。

会長（高本正彦君） 島田委員、よろしいでしょうか。
ほかにご意見。
島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 仮議席5番・島谷。このブロック図についてちょっと確認させていただきます。今阿部課長のほうから、街区をブロックごとに分けたというふうに聞きましたが、そして、このブロックごとに説明するという話、今までの説明会が、例えば東小学校でやるときには、このブロックごとに説明会をやりましたですね。そのブロックとは意味がちよっと違いますね。街区ごとにまとめられたブロックというのであれば。その確認をお願いします。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 島谷委員ご指摘のとおりでございまして、今回のブロック、たまたまこの6ブロックを今示しているだけでございますけれども、ご承知のとおり、発表させていただいている換地設計（案）については、1街区から88街区までの区分構成になっています。たまたま都市計画道路が4線通っておりますので、それを分けた場合に、案としてお示した1から6の区分けにしたというところでございます。今後、もう少し細かいブロックでやったらどうかとか、こういう意見もあろうかと思っておりますけれども、あくまでも現段階で考えているのは、都市計画道路を境にしまして6つの区域区分にいたしました結果の6ブロックでございます。

以上です。

会長（高本正彦君） 島谷委員、よろしいですか。

委員（島谷晴朗君） はい。

会長（高本正彦君） 武政委員。

委員（武政健太郎君） 武政です。私も今回初めての審議委員ということで、いろいろ勉強しなければいけないというふうに思っています。話を聞いていまして、審議委員の責任の重さを今感じているところです。市のほうがかなりいろいろな意見を聞いて対応してくれるということなので、そのブロックごと、ちょっと広すぎるなというふうには思います。ブロックごとにきっちりとした見直し（案）ができるのであれば、おおむねという意見ではなくて、ほぼ全員というような形をとった見直し（案）を市のほうから出してもらいたいというふうに思います。

以上です。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。

委員（武政健太郎君） はい、いいです。

会長（高本正彦君） ほかに。
神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） これは質問なんですけれども、このブロック図、今武政委員さんから、まだ細かく分かるとか、可能性もあるかもしれないんですが、今ここで市がお考えになったこのブロック図というのは、左側の赤でいく、意見書の採択、不採択で、換地設計の決定というのがブロックごとに最後までいくというんじゃないわけですね。先ほど阿部課長さんからおっしゃったとおり、全部経てから発表いたしますということで、確認なんですけれども、ちょっとご質問があったもので、住民の方から。そのことをちょっとお聞きしたいんですけれども。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） すべてのブロック、たまたま6つに分けてございますけれども、順番で1-1から1-2、あるいは2、3、4、5というふうに進めていただいても結構でございますけれども、あくまでも基本的な方針をご説

明して、取り組む内容の中で順次ブロックごとに、6ブロック、あるいは5ブロックから始めてもちろん結構ですけれども、私どもの進捗状況にあわせてご説明をしていくということで、1-1から始めていきますよと、1-2から始めていきますよという場合においては、事前にご説明を当然いたしますので。要は、どこから始めていくということではなくて、あくまでも1-1はなぜこうなっているかという、先ほど神屋敷委員が言われたように、仮換地指定をかけている場所なものですから、そこはわかりやすく分けているので、1-1と1-2に分けさせていただいていただけでございますから、ブロックのどこから始めても私ども対応できるように対処はしてまいりたいというふうに考えています。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ちください。時間も大分過ぎてきているんですけども、同じような議論が繰り返されているような感じがしまして、この話は、おそらく今回だけで終わらなくて、おそらく換地設計の中身を含めて、次回以降、しばらく議論しなくちゃいけない部分があるんだと思います。そんなことで、今日また若干時間があるので進めてもよろしいんでしょうけれども、いかがでしょうか。あと1、2問ご質問なりご意見をいただいて、とりあえず今日のところは、一度仕切り直すというようなことで今日は終息したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 大変申しわけございません。すべてのブロックが終わった段階で諮問をします。説明は順番がどこからでも構いません。調整（案）が、できますれば、どんどん説明していきます。説明が終わった後、全部のブロックを対象に、全体を諮問させていただくということです。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 質問なんだけれども、下の事業計画の変更のこのところは、どうやってやっていくのか実感がわからないんですけども、この換地決定してから都計審にかけるって先ほど阿部課長さんのほうからはご説明があったような気がするんですけども、そうすると、ブロックごとに何回も何回も公告縦覧、意見書の提出ということが発生してくるんでしょうか。あと、きちんと全体像を示して住民権利者に説明して、それから換地設計の調整とか、住民は自分のブロックだけ、自分の街区だけで生活しているわけじゃなくて、どういう形で駅に行くか、どういう形で川におりていくかとかということがありますので、その2点、教えていただきたいんですけど。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ご指摘の事項につきましては、換地設計そのものの骨子が最終的には固まらなないと事業計画そのものも変えられません。例えばこの街路、ここを変えますよと。ご了解をいただいて換地設計が決定したら、それは変更になるわけですから、それに基づいた事業計画にならないといけないということです。ですから、事業計画というのは、換地設計の決定以降でないしと手続承認は。事前にこういう申請をしていきますよという流れがあれば、その段階で審議会のほうにはご説明をしていきますよと。あくまでも参考に書かせていただいたこの枠組みというのは、都市計画の流れでございまして、これは2週間の公告・縦覧についても都市計画法に基づいて行ってまいりますので、ご承知のとおり、都市計画審議会のほうに付議をされる案件ですよと。ですから、その前に審議会のほうには当然ご理解をいただいて、都市計画審議会のほうにも付議されますよということをご認識いただくために今回参考に載せた、そういうものでございます。

以上です。

会長（高本正彦君） それでは、最後のご質問ということで。

委員（神屋敷和子君） すみません、あとまだわからないことは次回につなげますけれども、このことで、そうすると、この青い、一番左側に書いてある青い換地設計の決定のところで初めて事業計画の変更の公告・縦覧にかかるということになるわけなんでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） これと同時ではございません。これから以降ということです。換地の設計が決定された後でないしと、申請してもまた変わってしまうわけですから、これから以降です。

会長（高本正彦君） 神屋敷さん、要は今決まっている街区がありますよね、道路があつて。そのところに換地を切るんですけども、換地はいろいろと大小いっぱいあつて、なかなかぴったりとおさまらないんですよ。そうすると、隣の道路との間を、少し隣のブロックと調整しようとか、あるいは状況によっては、真ん中に4メートル道路を入れて小宅地を何かあれしようとか、いろんな工夫を換地設計と同時にやらなくちゃいけない場合が出てくるんですよ。そうすると、道路が動いていけば、当然、事業計画を変更しなくちゃいけないので、それは換地設計が粗々決まった時点で、

改めて事業計画を変更して、新しい道路を仮に加えなくちゃいなければ加えるし、減らす場合もあるし、そういった事業計画変更をその段階でやりますよというのが、この事業計画です。

委員（神屋敷和子君） 全体で見えていく。

会長（高本正彦君） はい。というふうには私は理解しているんですが、よろしいですか。東京都はそうやっていたもので。

委員（神屋敷和子君） あとは次回に。

会長（高本正彦君） 時間もそろそろいい時間になってきたようでございますので、最後、どうぞ。

委員（中野恒雄君） 仮議席 7 番・中野です。宅盤計画について 1 つお伺いしたいんですけども、駅前の 3・4・13 号線以東は 3 本の崖線が入っていますね。その中で、今回いろいろこの選挙で権利者のところを回っていると、非常に平面だけの説明で、崖線に出てくる宅盤問題が何も説明されていないというようなお話で、今後、その辺はどう地権者に説明できるのか、その辺のところをお聞きしたいんですけども、いかがなものですか。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ、区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今中野委員からご質問いただきましたように、確かにこの地区につきましては、最大で 21 メートルぐらいの高低差があるかなというふうに調査上では認識をしております。これは宅盤の計画の中で、今回の換地設計に活かしていかなければならないということで、現在、私どものほうについても鋭意その調査をしております。今中野委員が言われますように、特に川崎の地区につきましては、崖線等の関係から、その高低差が非常に多いということでご意見もいただいております。先ほど神屋敷委員も言われているように、そういうようないろいろさまざまな問題があらうかと思えます。これらの問題にも取り組んでいかなければならないというふうに認識をしておりますので、鋭意調査をしまして、早い時期に、これについてはいつというお約束はできませんけれども、宅盤計画も審議会のほうにお示しをしながらご理解をいただくよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

会長（高本正彦君） 大変活発な議論をいただきまして、まだまだ議論が尽きないところだと思いますけれども、場合によっては次回に回す分を保留するというようなことにさせていただいて、こちらあたりで本日の審議会をお開きとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） また次回、この議論は、換地の議論というのは非常に大事な話ですので、私からのお願いとして、市側のほうでも、もう少し時間をとっていただいて、審議会の委員のご意見を聞いていただくとか、疑問を解いていただくという時間をとっていただければというふうに思います。逆に審議会委員のほうも、そういったことで時間をとっていただくわけですので、できるだけ簡潔に事柄が終わるように整理していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それでは、今日はお疲れさまでした。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。